

一、最新中国法令

● [中华人民共和国海洋环境保护法（修订）](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第十二号
【发布日期】2023-10-24
【实施日期】2024-01-01
【内容提要】此次修订内容包括：

完善海域排污许可控制制度，强化海洋环境质量和污染物排放相关管控要求
<ul style="list-style-type: none">明确国家加强海洋环境质量管理，严格海域排污许可管理。需要直接向海洋排放工业废水、医疗污水的海岸工程和海洋工程单位，城镇污水集中处理设施的运营单位及其他企业事业单位和生产经营者，应当依法取得排污许可证。实行排污许可管理的企业事业单位和其他生产经营者应当执行排污许可证关于排放污染物的种类、浓度、排放量、排放方式、排放去向和自行监测等要求。增加：入海河流域省级政府应当按照国家有关规定，加强入海总氮、总磷排放的管控，制定控制方案并组织实施。
加强海洋辐射环境监测和管控放射性物质海上处置活动
<ul style="list-style-type: none">增加：国家加强海洋辐射环境监测，国务院生态环境主管部门负责制定海洋辐射环境应急监测方案并组织实施。禁止在海上处置污染海洋环境、破坏海洋生态的放射性废物或者其他放射性物质。
完善法律责任规定
<ul style="list-style-type: none">对设置入海排污口未备案、未按照规定开展排污口监测等违法行为，增加规定法律责任。提高未取得倾倒许可证和违法委托向海洋倾倒废弃物的罚款数额。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.npc.gov.cn/...](http://www.npc.gov.cn/)

● [国务院办公厅关于 2024 年部分节假日安排的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发明电〔2023〕7号
【发布日期】2023-10-25
【法令全文】请点击以下网址查看：
[https://www.gov.cn/...](https://www.gov.cn/)

一、最新中国法令

● [中華人民共和國海洋環境保護法（改正）](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第十二号
【発布日】2023-10-24
【実施日】2024-01-01
【概要】今般の改正内容に含まれるもの：

海域汚染物質排出許可制御制度を整備し、海洋環境の質及び汚染物質排出関連の管理ルールを充実化する
<ul style="list-style-type: none">国が海洋環境の質の管理を強化し、海域汚染物質排出許可管理を厳しくすることを明確にした。工業廃水、医療污水を直接、海に排出する必要がある海岸工事及び海洋工事業業者、都市部污水集中処理施設の運業者及びその他企業・政府系事業組織並びに生産経営者は、「汚染物質排出許可証」を法に依拠し取得しなければならない。汚染物質排出許可管理を実行する企業、政府系事業組織及びその他の生産経営者は、汚染物質排出許可証上の汚染物の種類、濃度、排出量、排出方式、排出先及び自己モニタリングなどの要求を実行しなければならない。追加事項：海に流入する河川流域の省級政府は、国の関連規定に従い、海へ排出される窒素及びリンに対する管理を強化し、その管理方法を策定し、実施しなければならない。
海洋環境における放射能状況のモニタリング及び放射性物質の海上処分に対する管理を強化した
<ul style="list-style-type: none">追加事項：国は、海洋環境における放射能状況に対するモニタリングを強化し、国务院生态环境主管部门が、海洋環境における放射能状況の緊急モニタリング計画を策定し、実施する。海洋環境を汚染し、海洋生態を破壊する放射性廃棄物及びその他放射性物質を海上で処分することを禁止する。
法的責任規定の充実化
<ul style="list-style-type: none">汚染物を海に放流するための排出口を設置したことの届出を行っていない、汚染物質排出口のモニタリングを規定通りに行っていない等の違法行為についての法的責任規定を追加した。投棄許可証の未取得及び廃棄物の海洋投棄を違法に委託した場合に対する過料の金額を引き上げた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.npc.gov.cn/...](http://www.npc.gov.cn/)

● [2024 年一部祝日・休日に関する国务院令による通知](#)

【発布機関】国务院令
【発布番号】国令〔2023〕7号
【発布日】2023-10-25
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[https://www.gov.cn/...](https://www.gov.cn/)

- [广东省人力资源和社会保障厅关于印发《广东省职工假期待遇和死亡抚恤待遇规定》的通知](#)

【发布单位】广东省人力资源和社会保障厅
 【发布日期】2023-09-22
 【实施日期】2023-07-01（有效期5年）
 【内容提要】该规定更新了法定节假日，汇总了带薪年假、婚假、丧假、探亲假、产假、奖励假、陪产假、育儿假和护理假。职工享受各类假期间，用人单位应按规定支付工资。该规定还明确了婚假等假期如何请休、职工（含退休人员）因病或非因工死亡后的待遇等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://hrss.gd.gov.cn/zwgk/xxgkml/bmwj/gfxwj/content/post_4268071.html

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [《取消外国公文书认证要求的公约》将于2023年11月07日在中国生效实施](#)

2023年03月08日，中国加入《取消外国公文书认证要求的公约》（以下简称“《公约》”）。《公约》将于2023年11月07日在中国生效实施。届时：

- 中国送往其他缔约国使用的公文书，仅需办理《公约》规定的附加证明书，即可送其他缔约国使用，无需办理中国和缔约国驻华使领馆的领事认证。
- 其他缔约国公文书送中国内地使用，只需办理该国附加证明书，无需办理该国和中国驻当地使领馆的领事认证。

《公约》主要作用在于简化公文书跨国流转程序，便利国际经贸和人员往来。普通公民可以更加方便快捷地办理在海外可能需要的健康证明、驾照证明、户口证明、学位证明等文书；有意向中方投资、出口的外国企业无需为商业文书办理领事认证。

- [「广东省における労働者の休暇待遇及び死亡時の弔慰金待遇規定」公布に関する広東省人的資源・社会保障庁による通知](#)

【発布機関】広東省人的資源・社会保障庁
 【発布日】2023-09-22
 【実施日】2023-07-01（有効期間は、5年）
 【概要】本規定において、法定の休祝日を更新し、年次有給休暇、結婚休暇、忌引休暇、帰省休暇、出産休暇、褒賞休暇、出産付き添い休暇、育児休暇及び介護休暇を取りまとめている。従業員の当該休暇を取っている期間中において、雇用者は、規定通りに賃金を支払わなければならない。本規定において、結婚休暇などの取得申請方法、従業員（定年退職者を含む）が、病気により又は業務以外の原因により死亡した後の待遇などについても、明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://hrss.gd.gov.cn/zwgk/xxgkml/bmwj/gfxwj/content/post_4268071.html

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [「外国公文書の認証を不要とする条約」が、2023年11月7日から、中国にて発効し、実施される](#)

2023年3月8日、中国は、「外国公文書の認証を不要とする条約」（以下「条約」という）に加盟した。「条約」は、2023年11月7日から、中国において発効し、実施される。

- 中国から他の締約国に送付され使用される公文書は、「条約」所定の付箋による証明書の手続きを行うだけで、他の締約国に送付し使用することができる（すなわち、中国及び中国にある締約国の大使館・領事館の領事認証手続きは不要になった）。
- 他の締約国の公文書を中国本土に送付し使用する場合、同国の付箋による証明書の手続きを行うだけでよく、同国及び同国における中国の大使馆・領事館の領事認証手続きは不要である。

「条約」の趣旨は、公文書の国境を超えた受渡しのためのプロセスを簡素化し、国際貿易及び人的往来を促進することにある。これによって、一般市民は、海外で必要になる健康証明、運転免許証、戸籍証明、学位証明などの書類の諸手続きをより簡単に迅速に行え、対中投資、中国への輸出を考えている外国企業は、領事

認証プロセスを経ずに、商業文書を提出することが可能となる。

在适用《公约》时，以下文书被认为是公文书：
 (一) 与一国法院或法庭有关的机关或官员发出的文书，包括检察官、法院书记官以及执行员发出的文书；
 (二) 行政文书；
 (三) 公证书；
 (四) 以私人身份签署的放在文件上的正式证书，诸如登记批准书、日期签证及签字证明书。

《公约》不适用于：
 (一) 外交或领事人员作成的文书；
 (二) 直接处理商务交易或关税事务的行政文书。

(里兆律师事务所 2023 年 10 月 25 日编写)

この条約の適用上、次のものを公文書とみなす。
 (一) 国の司法権に係る当局又は職員が発する文書(検察官、裁判所書記又は執行吏が発するものを含む)。
 (二) 行政官庁の文書。
 (三) 公正証書。
 (四) 登記済み又は登録済みの証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であつて、私署証書に付するもの。

ただし、この条約は、次の文書については適用しない。
 (一) 外交官又は領事官が作成する文書。
 (二) 行政官庁の文書で商業活動又は税関の事務と直接の関係があるもの。

(里兆法律事務所が、2023 年 10 月 25 日付で作成)

● 全国各省、自治区、直辖市最低工资标准情况 (截至 2023 年 10 月 01 日)

全国各省、自治区、直辖市最低工资标准情况

单位: 元

地区	月最低工资标准				小时最低工资标准			
	第一档	第二档	第三档	第四档	第一档	第二档	第三档	第四档
北京	2420				26.4			
天津	2180				22.6			
河北	2200	2000	1800		22	20	18	
山西	1980	1880	1780		21.3	20.2	19.1	
内蒙古	1980	1910	1850		20.8	20.1	19.5	
辽宁	1910	1710	1580	1420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林	1880	1760	1640	1540	19	18	17	16
黑龙江	1860	1610	1450		18	14	13	
上海	2690				24			
江苏	2280	2070	1840		22	20	18	
浙江	2280	2070	1840		22	20	18	
安徽	2060	1930	1870	1780	21	20	19	18
福建	2030	1960	1810	1660	21	20.5	19	17.5
江西	1850	1730	1610		18.5	17.3	16.1	
山东	2200	2010	1820		22	20	18	
河南	2000	1800	1600		19.6	17.6	15.6	
湖北	2010	1800	1650	1520	19.5	18	16.5	15

● 全国各省、自治区、直辖市的最低賃金基準状況 (2023 年 10 月 1 日現在)

全国各省、自治区、直辖市的最低賃金基準状況

单位: 元

地区	月最低賃金基準				時間最低賃金基準			
	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級
北京	2420				26.4			
天津	2180				22.6			
河北	2200	2000	1800		22	20	18	
山西	1980	1880	1780		21.3	20.2	19.1	
内モンゴル	1980	1910	1850		20.8	20.1	19.5	
遼寧	1910	1710	1580	1420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林	1880	1760	1640	1540	19	18	17	16
黒竜江	1860	1610	1450		18	14	13	
上海	2690				24			
江蘇	2280	2070	1840		22	20	18	
浙江	2280	2070	1840		22	20	18	
安徽	2060	1930	1870	1780	21	20	19	18
福建	2030	1960	1810	1660	21	20.5	19	17.5
江西	1850	1730	1610		18.5	17.3	16.1	
山東	2200	2010	1820		22	20	18	
河南	2000	1800	1600		19.6	17.6	15.6	
湖北	2010	1800	1650	1520	19.5	18	16.5	15

湖 南	1930	1740	1550		19	17	15	
广 东	2300	1900	1720	1620	22.2	18.1	17	16.1
其中： 深圳	2360				22.2			
广 西	1810	1580	1430		17.5	15.3	14	
海 南	1830	1730	1680		16.3	15.4	14.9	
重 庆	2100	2000			21	20		
四 川	2100	1970	1870		22	21	20	
贵 州	1890	1760	1660		19.6	18.3	17.2	
云 南	1990	1840	1690		19	18	17	
西 藏	2100				20			
陕 西	2160	2050	1950		21	20	19	
甘 肃	1820	1770	1720	1670	19	18.4	17.9	17.4
青 海	1880				18			
宁 夏	1950	1840	1750		18	17	16	
新 疆	1900	1700	1620	1540	19	17	16.2	15.4

※备注:

根据天津市人力资源和社会保障局于 2023 年 10 月 23 日的[发文](#)，自 2023 年 11 月 01 日起，天津市的月最低工资标准由 2180 元调整为 2320 元，非全日制用工的最低小时工资标准由 22.6 元调整为 24.4 元。

(里兆律师事务所 2023 年 10 月 25 日编写)

三、里兆解读

● 合同争议解决条款约定不明，如何处理？

交易合同的争议解决条款有时会存在类似“合同争议双方无法协商解决的，以提出诉讼方所在地仲裁”等不规范的表述。一旦发生争议，到底交由哪个争议解决机构来处理？根据我们实务经验，结合司法实践，通常有三种应对方式。

■ 方式 1

主要操作	1) 以“提出诉讼方所在地仲裁”的争议解决条款同时约定诉讼和仲裁为由，主张争议管辖约定不明，该条款整体无效。
	2) 在不违背级别管辖和专属管辖的情况

湖 南	1930	1740	1550		19	17	15	
広 東	2300	1900	1720	1620	22.2	18.1	17	16.1
その内： 深セン	2360				22.2			
広 西	1810	1580	1430		17.5	15.3	14	
海 南	1830	1730	1680		16.3	15.4	14.9	
重 慶	2100	2000			21	20		
四 川	2100	1970	1870		22	21	20	
貴 州	1890	1760	1660		19.6	18.3	17.2	
雲 南	1990	1840	1690		19	18	17	
チベット	2100				20			
陝 西	2160	2050	1950		21	20	19	
甘 肅	1820	1770	1720	1670	19	18.4	17.9	17.4
青 海	1880				18			
寧 夏	1950	1840	1750		18	17	16	
新 疆	1900	1700	1620	1540	19	17	16.2	15.4

※備考:

天津市人的資源・社会保障局は、2023 年 11 月 1 日から、天津市の月最低賃金基準を 2180 元から 2320 元に調整し、非全日制労働者の最低時間給基準を 22.6 元から 24.4 元に調整する旨の[文書](#)を 2023 年 10 月 23 日に公布している。

(里兆法律事務所が、2023 年 10 月 25 日付で作成)

三、里兆解説

● 契約紛争解決条項の約定が不明瞭である場合、どのように対処するか？

取引契約における紛争解決条項には、「契約紛争の双方が協議によっても解決できない場合、訴訟を申し入れた一方の所在地での仲裁とする」などの規範化されていない表現が使われることがある。ひとたび紛争が起きた際には、いったいどの紛争解決機構が処理することになるのだろうか？筆者の実務経験に基づき、司法の実践を踏まえると、通常 3 通りの対処方法がある。

■ 方法 その 1

主な対処	1) 「訴訟を申し入れた一方の所在地での仲裁とする」という紛争解決条項が訴訟と仲裁を同時に約定していることを理由に、紛争管轄の約定が不明瞭であり、当該条項は全体的に無効であるとして主張する。
	2) 等級別管轄及び専属管轄に違反しない前

	<p>下，适用法定管辖，即：向被告住所地或合同履行地的法院提起诉讼。</p> <p>3) 其中，关于合同履行地，需要说明的是：</p> <p>A. 合同约定履行地的，优先适用该约定；</p> <p>B. 合同没有约定履行地：①争议标的为给付货币的，接收货币一方所在地为合同履行地¹；②交付不动产的，不动产所在地为合同履行地；③其他标的，履行义务一方所在地为合同履行地。</p>
适用说明	<p>对于起诉一方，如存在以下情形，立案时直接按照法定管辖操作更为有利：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 约定的合同履行地为提起诉讼的当事人所在地； - 合同没有约定履行地，但提起诉讼的当事人（通常为买卖合同、租赁合同、保管合同等收取合同价款的一方）起诉对方支付合同价款。

	<p>提のもと、法定管轄を適用し、すなわち、被告の住所地または契約の履行地の裁判所に訴訟を提起する。</p> <p>3) その中で、契約の履行地について、説明すべきことは以下の通りである。</p> <p>A. 契約で履行地について約定している場合、当該約定を優先的に適用する。</p> <p>B. 契約で履行地の約定がない場合は：①係争対象が貨幣の支給であるときは、貨幣を受け取る一方の所在地を契約の履行地とする¹。②係争対象が不動産の引渡しであるときは、不動産の所在地を契約の履行地とする。③その他の対象であるときは、義務を履行する一方の所在地を契約の履行地とする。</p>
適用上の説明	<p>訴訟を提起する一方に対し、以下の状況が存在する場合、立件の際に直接法定管轄に従って対処すると一層有利である。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 約定された契約の履行地が訴訟を提起した当事者の所在地である。 - 契約において履行地を約定していないが、訴訟を提起した当事者（通常は、売買契約、リース契約、保管契約などにおいて契約の代金を受け取る一方である）が、相手方に契約の金額を支払うよう要請する。

■ 方式 2

主要操作	<p>1) 主張解決争議条項中关于仲裁与诉讼的约定可以分割，彼此具有一定的独立性，即：虽然“提出诉讼方所在地仲裁”约定的争议解决方式无效，并不会影响双方关于诉讼地域管辖（提出诉讼方所在地）的效力。</p> <p>2) 在不违背级别管辖和专属管辖的情况下，向提起诉讼方所在地法院提起诉讼。</p>
适用说明	<ul style="list-style-type: none"> - 如提起诉讼的当事人希望在自己所在地法院提起诉讼，在立案时需将如下背后原因或逻辑向法院说明，尽量使法院认可并受理案件： <p>A. 从当事人的意思来看，是想在诉讼方所在地的争议解决机构处理纠纷，虽然双方对争议解决是由仲裁机构仲裁还是法院诉讼的约</p>

■ 方法 その 2

主な対処	<p>1) 紛争解決条項における仲裁と訴訟に関する約定は分割することができ、互いに一定の独立性を有しており、すなわち、「訴訟を申し入れた一方の所在地での仲裁とする」が約定している紛争解決方法は無効だが、双方の訴訟の地域管轄（訴訟を申し入れる一方の所在地）に関する効力に影響を与えるものではない、と主張する。</p> <p>2) 等級別管轄及び専属管轄に違反しない前提のもと、訴訟を提起する一方の所在地の裁判所に訴訟を提起する。</p>
適用上の説明	<ul style="list-style-type: none"> - 訴訟を提起する当事者が自己の所在地の裁判所に訴訟を提起したい場合、立件する際には以下の背景や論理を裁判所に説明し、できるだけ裁判所の認可を得て、事案を受理してもらうように働きかける必要がある。 <p>A. 当事者の意思としては、訴訟を提起する一方の所在地の紛争解決機構で紛争を処理したいと考えており、双方の紛争解決を仲裁機構が仲裁するの</p>

¹ 关于“给付货币”的理解，目前司法实践【例如，（2019）最高法民辖终 385 号民事判决书】中的主流观点是，给付货币义务应是指实体内容的合同义务（指向的需要是合同直接规定的义务，如，买卖合同中卖方要求支付货款），而非诉讼请求中简单的给付金钱请求。

¹ 「貨幣の支給」の理解に関しては、現在の司法実践【例えば、（2019）最高法民轄終 385 号民事判決書】における主流の観点は、貨幣の支給義務とは、訴訟請求における簡単な金銭の支給請求ではなく、実体内容となる契約義務（契約において直接規定された義務、例えば、売買契約における売主の代金支給要求）を指すべきである、というものである。

	<p>定存在歧义，但关于地域管辖的约定是明确的（即，提出诉讼方所在地）²。<u>在约定仲裁不明而导致仲裁机构处理纠纷方式无效的情形下，案件需通过法院诉讼解决，如否认双方对地域管辖的明确意思表示，则有违民法意思自治原则。</u></p> <p>B. 从事实体法角度，民事法律行为部分无效，不影响其他部分效力。本案中，双方对是由仲裁机构仲裁还是法院诉讼的争议解决方式约定无效，不影响双方有关地域管辖约定的效力。</p> <p>- 此外，为了加强法院受理案件的可能性，提起诉讼的当事人在立案时还可一并提交类似案件的裁判文书³进行辅助说明。</p>
--	--

	<p>か、それとも裁判所に訴訟を提起するかの約定には異なる解釈が存在するものの、地域管轄に関する約定は明確である（すなわち、訴訟を申し入れる一方の所在地）²。<u>仲裁に関する約定が不明瞭であるために仲裁機構を通じて紛争を処理する方法が無効となった場合、事案は裁判所を通して訴訟で解決しなければならず、もしも双方の地域管轄に対する明確な意思表示を否定してしまうと、民法の意思自治原則に違反することになる。</u></p> <p>B. 民事の実体法の観点からは、民事法律行為の部分的な無効は、他の部分の効力には影響しない。本件において、双方の仲裁機構での仲裁か、それとも裁判所での訴訟か、という紛争解決方法に対する約定の無効は、双方の地域管轄に関する約定の効力には影響しない。</p> <p>- また、裁判所が事案を受理する可能性を強化するために、訴訟を提起する当事者は立件する際に類似事案の裁判文書³を併せて提出し、補助的な説明を行うとよい。</p>
--	---

■ 方式 3

主要操作	<p>1) 在提出诉讼方所在地的仲裁机构唯一确定的情况下，提出诉讼方可以主张争议解决条款有效。</p> <p>2) 在上述基础上，<u>提出诉讼方可以主张将该争议提交给唯一的仲裁机构处理。</u></p>
适用说明	<p>- 该应对方式的适用前提是，提出诉讼方所在地有且只有一个仲裁机构。</p> <p>- 如提起诉讼的当事人希望在上述唯一的仲裁机构解决，需将如下背后原因或逻辑在立案时向仲裁机构说明，或在向法院提出管辖权异议时向法院说明，尽量使案件由仲裁机构处理：</p> <p>A. 虽然双方在争议解决条款中的“提出诉讼方”的概念表述不准确，但其约定的争议解决方式落脚点为“仲裁”，由此可知，<u>双方确实有将争议提交仲裁的合意，尊重双方的仲裁合意角度出发，争议解决条款中的“提出诉讼方”应作“仲裁申请人”理解。</u></p>

■ 方法 その 3

主な対処	<p>1) 訴訟を申し入れる一方の所在地の仲裁機構が唯一のものであり、かつ確定している場合、訴訟を提起する一方は紛争解決条項が有効であると主張することができる。</p> <p>2) 上記の前提のもと、<u>訴訟を提起する一方は、当該紛争を唯一の仲裁機構に提起して対処しよう主張することができる。</u></p>
適用上の説明	<p>- 当該対処方法を適用する前提は、訴訟を提起する一方の所在地に存在し、しかも仲裁機構が1つしかないことである。</p> <p>- 訴訟を提起する当事者が上記の唯一の仲裁機構で解決することを希望する場合は、立件する際に以下の背景や論理を仲裁機構に説明し、又は、裁判所に管轄権異議を申し立てる際に裁判所に説明し、できるだけ事案を仲裁機構で処理してもらうとよい。</p> <p>A. 双方の紛争解決条項における「訴訟を申し入れる一方」の概念に対する表現は正確ではないが、約定された紛争解決方法の着地点は「仲裁」であることから、双方は確かに紛争を仲裁に提起することについての合意があり、<u>双方の仲裁に関する合意を尊重するという視点から見れば、紛争解決条項にお</u></p>

² 当事人之所以明确约定将争议提交给某个具体地方的争议解决机构处理，必然包含了自身某些因素的考虑，如距离法院的远近所导致的司法成本、法院的公信力与司法权威等。

² 当事者が紛争を特定の地域の紛争解決機構に提起して処理することを明確に約定するうえでは、自身のいくつかの要素に関する思慮を必然的に含んでおり、例えば、裁判所からの距離の度合いによる司法コスト、裁判所の公信力と司法権威などである。

³ 例如，最高人民法院（2016）最高法民辖终 285 号民事判决书。

³ 例えば、最高人民法院（2016）最高法民轄終 285 号民事判決書である。

	<p>B. 在争议解决条款签署时，如提出诉讼方所在地是确定的，且该地只有一个仲裁机构，<u>则争议解决条款对仲裁机构的约定是明确的，该仲裁条款应认定有效。</u></p> <p>- 为了增强说服力，提起诉讼的当事人可以一并提交类似案件的裁判文书⁴进行辅助说明。</p>
--	---

	<p><u>ける「訴訟を申し入れる一方」は「仲裁申立人」であるとして理解すべきである。</u></p> <p>B. 紛争解決条項に署名する際に、訴訟を提起する一方の所在地が確定しており、かつその地域には仲裁機構が1つしかない場合、<u>紛争解決条項は仲裁機構に対する約定が明確であり、当該仲裁条項は有効であると認定しなければならぬ。</u></p> <p>- 説得力を強化するために、訴訟を提起する当事者は類似事案の裁判文书⁴を併せて提出し、補助的な説明を行うとよい。</p>
--	---

当企业遇到本文所述存在歧义的合同争议解决条款时，具体适用上述3种应对方式的哪一种，需要结合企业的需求及实际情况去选择、争取。当然，为了避免纠纷，建议企业事先做好交易合同的合规管理，明确约定争议解决条款。

（作者：里兆律师事务所 董红军、李繁）

企業が本文にいう異なった解釈の存在する契約紛争解決条項に遭遇した場合、上記3通りの対処方法のどれを実際に適用するかは、企業のニーズと実際の状況を踏まえて選択し、進めていく必要がある。当然ながら、紛争を回避するためには、企業は取引契約のコンプライアンス管理を予め徹底し、紛争解決条項を明確に約定しておくのがよい。

（作者：里兆法律事務所 董紅軍、李繁）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 个人信息出境标准合同备案 11月30日前要不要完成？
- 外资企业应对境外母公司“人权尽职调查”或填写类似调查问卷时的注意事项
- 外资企业在撤退时是否可以自主处理其拥有的不动产及相关注意事项和解决方案

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 個人情報越境伝送標準契約の届出は、11月30日までに完了させるべきか？
- 外資企業が国外の親会社からの「人权デューデリジェンス」に対処し、又は類似のサーベイへの記入を行う際の注意事項
- 外資企業は、撤退時、自己の保有する不動産を自ら処理できるのか、及びその注意事項と解決策

⁴ 例如，烟台市中级人民法院（2021）鲁06民特147号民事裁定书。

⁴ 例えば、烟台市中级人民法院（2021）鲁06民特147号民事裁定书である。